

平成23年 第11回

東京都教育委員会定例会会議録

日 時：平成23年 7月12日（火）午前 9時30分

場 所：教育委員会室

平成23年7月12日

## 東京都教育委員会第11回定例会

### 〈議 題〉

#### 1 議 案

第55号議案 平成24年度東京都立高等学校入学者選抜における推薦に基づく選抜の実施方針について

第56号議案 東京都立学校における誤えん事故に伴う損害賠償の額の決定について

#### 2 報 告 事 項

(1) 平成24年度使用都立高等学校用（都立中等教育学校の後期課程及び都立特別支援学校の高等部を含む。）教科書の調査研究資料について

委員長	木村 孟
委員	内館 牧子
委員	竹花 豊
委員	瀬古 利彦
委員	川淵 三郎
委員	大原 正行

事務局（説明員）	教育長（再掲）	大原 正行
	次長	松田 芳和
	総務部長	庄司 貞夫
	都立学校教育部長	直原 裕
	地域教育支援部長	松山 英幸
	指導部長	高野 敬三
	人事部長	岡崎 義隆
	福利厚生部長	谷島 明彦
	教育政策担当部長	中島 毅
	特別支援教育推進担当部長	前田 哲
	人事企画担当部長	高畑 崇久
（書記）	総務部教育政策課長	黒田 浩利

## 開 会 ・ 点 呼 ・ 取 材 ・ 傍 聴

【委員長】 ただいまから平成23年第11回定例会を開会いたします。

初めに、新しい委員を御紹介します。高坂委員の後任の委員として、平成23年6月24日付けで川淵三郎委員が就任されましたので、御紹介します。

【川淵委員】 川淵です。いろいろ資料を読ませていただいて、本当に大任だなと感じました。私なりにいろいろ経験したこと、日頃からこうあればいいなと思っていることも結構ございますので、そうした思いを本定例会で提案させていただければありがたいと思っています。どうかよろしく願いいたします。

【委員長】 まず、取材・傍聴関係でございます。報道関係が、MXテレビほか2社、合計3社から、個人は5名から取材・傍聴の申込みがございました。また、朝日新聞ほか1社からは冒頭のカメラ撮影の申込みがございました。許可してもよろしゅうございますか。——〈異議なし〉——では、許可いたします。入室をしていただいてください。

## 会 議 録 署 名 人

【委員長】 本日の会議録署名人は、竹花委員をお願いいたします。

## 前々回の会議録

【委員長】 6月9日開催の前々回第9回定例会会議録につきましては、先日お配りして御覧いただいたと存じますので、よろしければ御承認を賜りたいと存じますが、よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——それでは、第9回定例会の会議録については御承認いただきました。

前回6月21日開催の第10回定例会会議録を机上に配付しておりますので、次回までに御覧いただき、次回の定例会で御承認を賜りたいと存じます。

非公開の決定でございます。本日の教育委員会の議題等のうち、第56号議案につきましては、人事等に関する案件ですので非公開にしたいと存じますが、よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——では、そのように取り扱わせていただきます。

## 議 案

第55号議案 平成24年度東京都立高等学校入学者選抜における推薦に基づく選抜の実施方針について

【委員長】 議案第55号、平成24年度東京都立高等学校入学者選抜における推薦に基づく選抜の実施方針について、説明を都立学校教育部長、お願いします。

【都立学校教育部長】 55号議案、平成24年度の推薦選抜の実施方針についてです。お配りしている資料の3枚目を御覧ください。

推薦選抜の実施方針については、この間、教育委員会で度々御審議をいただきまして、昨年度、従前の実施方針の見直しを行いました。この資料の上段がその関係です。左上が昨年度見直した部分を抜き出したものです。

昨年度見直したのは、1点目は推薦選抜の趣旨の明確化ということで、ここにあるように、学力検査に基づく選抜と異なる方法によって、受検者の能力等を一層多面的に評価するということを明確にしたということです。

2点目は、実施上の留意点として、まず推薦選抜の趣旨を踏まえ、求める生徒像を明確にして生徒や保護者に示すこと。二つ目として、小論文や作文の実施、あるいは面接方法の工夫などをしようということを掲げました。3点目は、推薦選抜により入学した生徒の入学後の状況について追跡調査し、その結果に基づいて選抜方法の改善を図っていく、以上の点を昨年度見直したものです。

この見直し方針に基づきまして、上段の真ん中のところですが、実際にどうだったかということです。①から④まで記載していますが、①、②の「本校の求める生徒の姿」、これは全中学校に配布している冊子ですが、その内容の改善を図りました。それから、推薦選抜を受検する全ての生徒が記載する「自己PRカード」の記載項目の

改善等を行ったのですが、③の選抜方法の工夫、④の調査書点や面接点等の得点の割合の変更、これらにつきましては、実際に改善を行った学校が少数にとどまり、課題を残したという形になっています。

こういうことから、24年度の推薦選抜実施に当たりましては、昨年度の見直し内容を徹底し、推薦に基づく選抜の趣旨の実現を図っていきたいと考えています。

併せて、今お話ししたような課題がありますので、この資料の下段ですが、検討作業を進めていきたいと思えます。資料下段の左側ですが、「現状の問題点及び留意事項」について四つにまとめました。

一つ目が、推薦選抜制度を導入して15年経過し、改めて推薦選抜の趣旨が十分生かされているのか検証する必要があるということです。これまでの御審議で何度も指摘いただいたことですが、推薦選抜というのは、知識・理解というよりも、思考力・判断力・表現力、更にはリーダーシップとか、コミュニケーション能力など、学力検査ではなかなか見ることが難しい部分について、面接や小論文などによって生徒の力を評価し、学力検査で入学してくる生徒とは違ったタイプの生徒を入学させていこうというのが本来の制度です。しかし、都立高校の実態を見ますと、推薦選抜の趣旨とは関わりなく、単に調査書点が高い生徒を早期に確保しようとしている部分が強いのではないかと思います。また、15年たっていますが、従前のやり方を、選抜方法とか推薦枠について検証・検討を行っていない学校が多いのではないかといった問題です。

二つ目は、新学習指導要領の狙いを踏まえ、先ほど言及した思考力や判断力、表現力等を見るのに適した小論文や作文の在り方、あるいは目的意識やリーダーシップなどを見るために必要な面接の在り方などについて検討する必要があるということです。

三つ目は、推薦選抜の対象人員枠の上限ですが、これは基本的に学科別に定めていますが、例えば、この間、都立高校改革推進計画により設置した新しいタイプの学校については、対象人員枠の上限を50%としているわけですが、それでいいのか。あるいは、普通科は全て20%としています。これもそれでよいのかということも含めて検討を行っていききたいと思えます。

四つ目は、検討に当たっての留意事項ですが、いずれにしても、入学者選抜制度というのは、仮にこれを変更するということになれば、高校教育、中学校教育の双方に

非常に大きな影響を与えますので、検討に当たっては、高校側、中学側、そして保護者の意見を十分に聞き、その理解を得つつ行っていく必要があるだろうということを記載したものです。

以上まとめますと、下段右の「主な検討課題」の①から④までにまとめられるかと思えます。こういった検討課題につきまして、右下のスケジュールですが、今後、アンケートの実施、そして検討組織を作りまして、秋には中学の校長、高校の校長と教育委員の皆様との意見交換の場も設定しながら、検討結果を年明け1月くらいには教育委員会に報告できるように検討を進めていきたいと考えています。

説明は以上です。

【委員長】 ありがとうございます。ただいまの説明に対しまして、御質問、御意見ございますか。

【竹花委員】 推薦に基づく選抜の実施に関しては、教育委員会で私が何度か問題提起をして、昨年度、それなりの見直しを行い、各高校・中学校の校長先生方にもその趣旨を御連絡した上で、昨年度の入学者選抜が実施をされたという経緯がございます。今回、そうした経緯に基づいて、基本的には昨年度に東京都教育委員会が示した方針に基づいて、更に適切な運用をお願いするものでして、基本的にこの方向で実施をしていただければと考えます。

その際に、特に試験を実施する校長先生の側に、法令上の考え方について改めて注意喚起をしていただきたいと思います。いつぞやも申し上げましたけれども、学校教育法施行規則の第90条に高等学校の入学に関する規定があって、その入学は、中学校から送られた調査書、その他必要な書類、それから選抜のための学力検査の成績等を資料として行う入学者の選抜に基づいて、校長が許可をするというのが原則的な規定であります。そして2項で、学力検査は特別な事情のあるときは行わないことができるという規定があって、特別な事情のある場合に学力検査を行わないで入学者を決めることができるという規定がありまして、推薦に基づく選抜の実施は例外的な場合に行われるものだということを法令は規定をしているわけです。それを運用の段階で、広げ過ぎたという状況があるということについて、注意喚起をしておきたいと思えます。

やはり法令の考え方には根拠があるわけですので、そこを十分お考えいただいて、この規定は変わっていませんので、ただ、運用が大きく変わってきたということがございます。その運用の在り方について、改めて原則に従った対応をお願いしたい。少なくとも、学校の事情に基づいて、子供たちが何か楽をするというような方向に流れることが決してないようにしていただきたいと改めて申し上げて、私のこの発言についても、各校長先生にも伝わるようによろしくをお願いしたいと思います。

【委員長】 ありがとうございます。ほかに御質問、御意見ございますか。

【川淵委員】 今お話を伺っていると、良い人材を早く確保するために推薦枠を設けて実施しているというふうに分かったのですが、ということは、中学校側に優位性があるということですか。というのは、中学校によって、推薦のレベルがすごく違ったりすると、高等学校でその生徒の実力をきちんと評価して、こんな悪い生徒をなぜ推薦したのだというようなことが当然行われると思うのです。今お聞きしていると、後の検証とか検討を十分行っていないということは、そういうことをチェックしていない。ということは、中学校側に相当優位性があるのかなという感じに聞こえるのですけれども、そんなことはないですか。

【委員長】 その辺はどうですか。

【都立学校教育部長】 入学者選抜ですので、受検する生徒は生徒で、やはり早く自分が進学する高校を決めたいという気持ちはあるだろうと思います。高校は高校で、各学校がそれぞれ入学者選抜を実施していて、競争関係にもあるわけですね。都立高校の中でもありますし、東京は都立高校と私学と半分ぐらいのシェアを占めておりますので、都立高校と私学との間で、生徒の、特に力のある生徒の取り合いというか、そういった関係はあるだろうと思います。高校と中学のどちらが有利という関係ではないのではないかと思います。ただ、そういう関係で、本来、何のために推薦選抜を実施しているのかという部分が見失われてきているのではないかと今回の委員の皆様から指摘されていることではないかと思います。

【竹花委員】 これは複雑ないろいろな経緯があるのですけれども、今の御質問に答えれば、今の実情では、少なくとも面接はきちんと高校の側で実施します。もちろん中学校の調査書も参考にしながら、面接点はかなり大きなウエイトを占めて対応し

ているので、そういう意味では高校が良い生徒を確保する、少し迷う人は採らないという形で運用されている。そういう意味では、高校側がニーズに基づいて良い生徒を採っているというふうに運用されているだろうと思います。

【委員長】 中学校に優位性があるのではないかというただ今の御発言は、大学入試についても当てはまります。多くの私立大学で推薦入学が実施されています。国立大学でこれになかなか踏み切れないのは、調査書が高校によって差があるから駄目だという意見が圧倒的に多いからです。推薦入学において最も重要な資料は調査書です。調査書には、S、A、B、Cというランキングがありまして、満点が5点で、Sは4.7とか、4.6とか非常に高い点数を取った者だけに与えられますが、A高校のSとB高校のSは違うという意見が非常に多く、それが有力な国立大学が推薦選抜になかなか踏み切れない理由になっています。

また、面接試験は、最近は医学部ではほとんど実施しているようです。他の学部においても、実施したところもあるのですが、ほとんど止めてしまいました。面接に大変な時間がかかるというのがその理由です。面接をきちんとやるとかなり人物がよく分かるのですが、時間がかかるということで止めてしまったということです。高校の推薦選抜についても、時間をかけて実施すれば良い選抜ができるのではないかと思います。その辺も今後検討していくべきでしょう。

【次長】 東京の場合は、推薦入試といっても、実際は3倍以上の競争がありまして、ここにも書いてありますが、高校側は例えば作文を書かせるとか、自己PRカードに書かせるとか、あるいは面接の中で生徒の基準を示して採ることが実質可能なので、その趣旨をいかに生かしているかということが今問われているのだろうと思っています。

【委員長】 今、次長がおっしゃった、どういう生徒を採りたいのかということを経世の中にはっきり明示してやらないといけないと思いますね。

【竹花委員】 私もいろいろ議論をしながら考えてきているのですけれども、先般報告がありましたが、都立高校の改革についての長期プランを今改めて検討していることに、選抜の在り方についても加えていただいて、とにかく今年はこれでやっていけないといけませんけれども、今後の問題については、更に根本的な検討を加えるこ

とが期待されると思います。というのは、本当に中学校で身に付けるべき最低限の学力をつけていない子供たちを都立高校は拾うのかという問題も私はあると思うのです。あるいは逆に、高校生としてきちんとした学力を身に付けていない子供たちを卒業させるのはいかなるものかということもあるだろうと思うのです。

そういう観点で言うならば、いろいろな選抜の在り方があって、むしろ高校に行きたいという生徒はどんどん来てください。どうぞ、どこの高校でも選んでみてください。少し設備上の問題もありますけれども、この高校を卒業するのはハードルが高いですよ、それに応えられますかというようなこともあってもいいだろうと思うのです。そういう中で、選抜の在り方ももっと多様化してもいいというような思いもありまして、根本的な議論もこれから進めていく中に加えていただければと思います。ただ、今年度はそんなことを言っているととても間に合いませんので、こういう形でやっただけであれば私は思いますが、よろしく願いいたします。

【委員長】 9月に発足させる検討委員会はどういう方たちがメンバーになっておられますか。

【都立学校教育部長】 今考えているのは、中学側、高校側は当然入りますが、あと外部の有識者の方が入ります。

【委員長】 外部委員ですね。

【都立学校教育部長】 はい。それから、可能であれば保護者代表の方にも入っていただければと考えています。

【委員長】 できるだけ多くの外部委員を入れていただきたいというのが私の希望です。

これは、短期間にまとめてしまうことを考えているのですね。7月にアンケートを出して、1月には教育委員会にまとめて報告いただけるということで、大いに期待しています。

ほかに何か御質問、御意見ございますか。

【瀬古委員】 推薦は何月で決まるのですか。

【都立学校教育部長】 推薦は1月下旬です。

【瀬古委員】 推薦で受かって私立に行くという生徒もいるのですか。

【都立学校教育部長】 推薦選抜は第1志望の生徒だけ受けるということになって  
いますから、基本的には、推薦で合格した生徒はそのまま都立高校に入ります。

【瀬古委員】 ほとんど入りますね。分かりました。

【委員長】 ほかに御質問、御意見ございますか。

【竹花委員】 先ほどの先生の質問にも関連することですけれども、この問題につ  
いて、9月に始まる中で検討する際に、外国の高校選抜が一体どういうふうに行われ  
ているのかということについても、少し資料を準備していただいて、それも是非とも  
参考に見ませんか。今までの東京のやり方、あるいは日本全体のやり方だけでは、  
何となくもやもやしているものが解き放たれないような感じもするので、少し諸外国  
のこういった面でのやり方、あるいは変遷も参考にしながら、一番いい方法を考えら  
れるように、非常に短期間で検討では難しいこともあるかと思っておりますので、今のう  
ちから準備をしていただいて、御検討をお願いしたいと思います。

【都立学校教育部長】 はい、承知しました。

【委員長】 そういう情報は大使館に聞くとほぼ収集できると思っておりますので、よろ  
しくお願いします。大使館で分からなければ、本国に問い合わせてもらえると思えます。

いずれにしても、どういう生徒を採りたいのかということをごきちんと明示し、採っ  
た結果、その子供たちがどうなっているのかということをごきちんと評価するシステム  
を構築する必要があると思えます。よろしく申し上げます。

よろしいですか。——〈異議なし〉——それでは、本件については原案のとおり  
御承認いただいたということにさせていただきますが、今後様々な問題が出てくると  
思えますので、その場その場で対応していきたいと思えます。よろしく申し上げます。

## 報 告

- (1) 平成24年度使用都立高等学校用（都立中等教育学校の後期課程及び都立特別  
支援学校の高等部を含む。）教科書の調査研究資料について

【委員長】 報告事項に移ります。報告事項 (1) 平成24年度使用都立高等学校用

(都立中等教育学校の後期課程及び都立特別支援学校の高等部を含む。)教科書の調査研究資料についての説明を、指導部長、よろしく申し上げます。

【指導部長】 それでは、報告資料(1)に基づきまして、平成24年度使用都立高等学校用教科書の調査研究資料について、説明いたします。

御案内のように、新しい学習指導要領による高等学校での学習活動は平成25年度から実施されることとなっておりますが、数学と理科については、1年前倒しで平成24年度から実施されることとなっております。先行実施に伴いまして、来年度から高等学校等で使用する数学と理科の教科書を各学校で選定しなければいけないということから、都教育委員会が調査研究資料を作成したものです。

併せまして、新しい学習指導要領に対応したものではありませんが、現行の学習指導要領の範囲内で新たに外国語の教科書が1点、来年度発行されることになりましたので、それについても併せて調査研究を行ったものです。1番「調査研究の対象となった教科書」を御覧ください。

調査研究の対象となりますのは、いわゆる教科書目録に登載された文部科学省検定済教科書のうち、平成22年度に行われた文部科学省の教科書検定に合格した88点です。このうち、ただいま申し上げましたように、新学習指導要領に対応した教科書は、それは数学と理科の87点、従来の学習指導要領に基づき編集された教科書は、外国語1点です。

調査研究の概要につきましては、具体的に調査研究資料を御覧いただきながら説明いたします。お手元の「平成24年度使用高等学校用教科書調査研究資料」を御覧ください。

まず、目次で「高等学校用教科書調査研究資料(第1部)」が1ページから始まっています。169ページ以降につきましては第2部という形で示しています。新しい学習指導要領に基づき編集された教科書については第1部、従来の学習指導要領に基づいて編集された教科書については第2部に掲載したものです。第1部については、数学が、数学Ⅰから数学Aまで、理科が、科学と人間生活という科目から地学基礎までです。これらの科目は、主に高等学校の第1学年で使用される教科書に当たりまして、新しい学習指導要領の先行実施に伴いまして平成24年度から使用するものです。

なお、2部には、先ほど申し上げましたように、オーラル・コミュニケーションⅡという科目があります。新たに発行された旧課程での教科書は1点だけですが、比較しやすいように、昨年度までに調査研究した6点分を加えまして、173ページ以降にまとめています。

2ページをお開きください。2ページと3ページにかけては、高等学校用の教科書調査研究資料について説明をしています。ここでは、特に教科書採択の権限や教科書調査研究に当たっての基本的な考え方について説明しているものです。

1番ですが、「採択の権限と教科書調査研究資料の役割」の1、2行目です。教科書を採択する権限は、公立学校については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律によりまして、所管の教育委員会に属しています。中段ですが、各都立高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部においては、校長の責任と権限の下に、校内に設置された教科書選定委員会において、生徒の実態等を踏まえて、教科書を各学校で選定すること、その際に、お手元の都教育委員会が作成した教科書調査研究資料を活用することが書かれています。また、1番の最後の段落には、都教育委員会は、こうした調査研究資料や各学校の教科書の選定結果を総合的に判断して、高等学校で使用することが適当と認めた教科書を採択するものです。

次に、「教科書調査研究の留意点」という形で2番目に示してあります。特に2ページ目の一番下の行から御覧ください。都教育委員会は、新学習指導要領に対応した数学及び理科の一部の教科書について、新学習指導要領の各教科・科目の目標等を踏まえて、専門的な調査研究を行ったと記載してあります。

具体的には、3ページに「調査研究方法の工夫・改善」ということで記載してありますが、私どもとしては、各教科書の違いが簡潔・明瞭に分かるようにするために、まず数値データ等を一覧表にまとめた総括表、その中で特に各教科・科目等の内容を最もよく踏まえていると考えられる項目について抽出して、「調査項目の具体的な内容」という一覧表を作成しているものです。

5ページを御覧ください。5ページは数学Ⅰの例が示されています。今日は時間の関係もありますので、数学Ⅰのところの説明いたします。

数学Ⅰでは、新たに発行される教科書16点について、教科書の発行者略称、教科書

の記号番号、判型、総ページ数、検定済年を記載してあります。この16点の教科書全てを今回調査したものです。

6 ページを御覧ください。特に、1 番目、調査の対象となる教科書については、前ページに記載のとおりのとおりです。

2 番目に、学習指導要領における数学 I の目標等について記載してあります。

7 ページを御覧ください。こうした数学 I の目標に照らし合わせまして、(1)内容について調査研究を行いました。総括表として、a、b、c の事項についてそれぞれ調査を行い、a では、各領域ごとのページ数及びその割合、b では、生活と関連付けている項目・題材の数、c では、発展的な内容を取り上げている箇所等を示しています。

イですが、こうした総括表のほかに、具体的な内容についても、先ほど説明いたしましたように、特に学習指導要領の目標等をよく踏まえているものについて抽出して調査をしているわけです。

そして、内容の調査研究のほか、(2)として構成上の工夫についても調査研究をしています。

8 ページ以降に、これらの調査項目等に基づいた調査結果を、数値又は記述により具体的に掲載しています。8 ページを御覧ください。それぞれの教科書の発行者と教科書名が記載されており、表頭には、それぞれの調査研究の項目、a で各領域のページ数及びその割合、b で生活と関連付けている項目・題材の数、c で発展的な内容を取り上げている箇所という形で記載しています。特に b、生活と関連付けている項目・題材の数について御説明申し上げたいと思います。この調査項目につきましては、新学習指導要領の数学において、学習した内容を生活に関連付け、具体的な事象を考察することや、必要に応じてコンピュータや情報通信ネットワークを適切に活用して、学習の効果を高めるようにすることという記載がされているため、その数を調査したものです。結果は、記載のとおりです。

9 ページから16ページにかけて、それぞれの教科書ごとの具体的な内容を記載してあります。

8 ページにお戻りください。8 ページの総括表の一番右側の c、発展的な内容を取

り上げている箇所についても、それぞれの教科書を調査研究した数値をそこに記載してあります。学習指導要領の範囲を超えた内容について指導することも学習指導要領上、可能となっていますので、発展的な内容を取り上げている箇所について調査したものです。こうした内容を取り上げている教科書については、16点中14点ありました。具体的な内容については、17ページから19ページに、数学Ⅰにおける発展的な内容について記載しています。

20ページをお開きください。20ページから21ページは、数学Ⅰの構成上の工夫について調査した結果です。これは、各教科書の構成等において、特に工夫されている点について調査を行い、その結果をまとめたものです。

高等学校の教科書の調査研究資料の内容については以上で終わらせていただき、次に特別支援学校の高等部の調査研究資料の説明に入りたいと思います。もう一冊資料がありますので、お手元に御用意ください。

まず、表紙をめくっていただきまして、目次がございます。これは高等学校と同じ形式となっています。

1ページを御覧ください。特に「特別支援学校高等部の調査研究資料の構成」という形で1ページに記載しています。この枠囲いの中の1番で、対象となる教科書について記載しています。これは、先ほど高等学校の教科書で説明した教科書と全く同じです。

特に特別支援学校の高等部の調査研究に当たりましては、障害のある生徒の実態等を踏まえて、2の(1)、(2)により調査を行いました。

特に、2の(1)を御覧ください。ここでは3点の調査研究を行い、その結果を数値データとして一覧表で示しました。障害のある生徒の実態等を踏まえてということですので、まず、①として、障害のある生徒が学習の見通しをもち、要点を押さえた学習ができるか、②として、学習の要点が巻末にまとめてあり、要点を押さえた学習ができるか。③として、障害に関わる記述があるか。こういったことを数値データとしてまとめました。

構成上の工夫としましては、2の(2)に記載されている①から⑥までを一覧表にまとめました。特に、①で文字の大きさが適切であるか。②として、文字量が適切であ

るか。③として、カラーページを豊富に使い、表現を工夫しているか。④として、ポイントとなる重要語句・絵・写真等を使って障害ある児童・生徒にも分かるように解説しているか等々です。

このように、内容における①から③までの3点と、構成上の工夫における①から⑥の観点で調査研究を行った結果については、例えば数学Ⅰでは4ページから7ページに記載してあります。

もう一度、報告資料のA4の方にお戻りください。A4の裏面の4を御覧ください。「教科書調査研究資料」の取扱いについて記載しています。この「教科書調査研究資料」については、各高等学校に送付しまして、各学校に設置した選定委員会において、教科書を選定する際の資料として活用していただきます。都教育委員会においては、こうした「教科書調査研究資料」と各学校の選定結果等を総合的に判断しまして、各都立高等学校で使用することが適当と認めた教科書を今後採択していきたいと考えています。

説明は以上です。

**【委員長】** ありがとうございます。ただいまの説明に対しまして、何か御質問、御意見ございますか。

**【瀬古委員】** 対象の高等学校用の「数学の発展な内容」というのは、何が発展的なんですか。

**【指導部長】** 高等学校学習指導要領では、数学Ⅰで取り扱う内容が記載されています。つまり、数学Ⅰの学習指導要領の内容を超えて、例えば数学Ⅱなどより高度な科目において学習する内容を先取りをしているようなもの、あるいは高等学校の学習範囲に関わらず、数学的なものの見方とか考え方等について、様々な形で題材を提供しているようなもの、そういった点数を数えたものです。

**【瀬古委員】** 分かりました。

**【委員長】** より高度な内容ということですね。

ほかにございませんか。

**【川淵委員】** 文字の大きさが障害ある生徒にとって適切であるかということで、文字の大きさは9ポイントから12ポイントまでと出ていますね。障害のある人は、こ

のくらいの文字でなくてはいけないという指針がなくてこれをやるのかなと、非常に不思議に思うのですけれども、どうでしょうか。

【指導部長】 実は、今日御紹介した高等学校教科書調査研究資料（特別支援学校用）につきましては、専門的な言葉で難しくなりますが、いわゆる「準ずる課程」の生徒が使用する教科書ということで、高等学校用の教科書を使って学習できる程度の障害のある生徒に対する教科書について調査研究したものです。今お話にあったように、特に視覚障害の程度が著しい場合は、当然のことながら、文字の大きさが12ポイントあっても見えないというようなこともありますので、そういった場合には点字本や拡大本というものが別に用意されます。

【委員長】 よろしゅうございますか。これらは新学習指導要領に対応した教科書なので、たぶんこれまでの教科書よりはページ数が多くなっているものと思います。前のものがないので比較できないのですが、全体的にどうですか。

【指導部長】 全体的には単位数の関係で、今度の高等学校の新学習指導要領につきましては、現行と比べてそれほど大きく単位数は異なっていません。例えば、今、御紹介しました数学Ⅰにつきましては、現行は3単位ですが、新たな改定後も3単位です。したがって、1年間3単位で実施するということから、 $35 \times 3$ ということで、この学習時間範囲内において学習できるような構成となっております。

【委員長】 ページ数は余り増えていないということですか。

【指導部長】 はい。

【委員長】 意外ですね。日本の教科書は薄いという評判がありますので、今度は多少厚くなるかなと思っていたのですが、今回から、御承知のとおり「活用」というのが入りましたね。それを反映したのが、先ほど指導部長から御説明があった生活関連ですね。つまりPISAでいうB問題、得た知識を生活にいかに関活用していくか、自分の仕事にいかに関活用していくかという能力を重視していますので、少しページ数が増えたのかと思っていました。

【指導部長】 単位数によって大きな変更になったところにつきましては、それに見合う形でページ数の数値が上がるかと思えますけれども、こと数学Ⅰにつきましては特に変更はありませんので、私の見た限りにおいては、さほど大きな変更はないか

と思っています。

【委員長】 生活関連というところの点数がかなり増えていきますね。それを扱った教科書がずいぶん増えているような印象を受けました。

【指導部長】 そうですね。

【委員長】 いずれにしても、きちんと見ていかなければいけないと思いますが、よろしゅうございますか。

【内館委員】 先ほどの「発展な内容」の部分ですけれども、数学Ⅰだけではなくて、数学Ⅱを見ても、物理を見ても、どこを見てもゼロから10とか20とかずいぶん差がありますね。これは新指導要領になってから、比べてみたときにどうなんですか。

【指導部長】 教科書会社にもよりますが、御案内のように、高等学校におきましては、学校ごとに生徒の習熟の程度が異なりますので、様々な生徒に応じて、教科書も易しいものから難しいものが、一つの教科書会社で何種類か用意しています。そのため、各学校が生徒の実態等を踏まえて教科書を選定していきますので、「発展的な内容」の分量も異なりますが、全体としての傾向は、それほど大きな変更はなかったかと思います。

【内館委員】 分かりました。

【委員長】 できれば、どうなっているか今までのものと比べてみるといいですね。

【指導部長】 そうですね。

【委員長】 数学で言うと、先ほど御指摘申し上げた8ページの数学Ⅰのところで、横表のbの項目、学習した内容を生活と関連付けている項目・題材が増えています。これは、今までなかった事項ですね。

【指導部長】 はい、大きな傾向の違いはありませんでした。

【委員長】 学習した内容を生活と関連付けている項目が増えているならば、発展的な内容のほうが減っているかもしれない。だから、これまでの教科書ときちんと比較してみてください。

【指導部長】 承知しました。

【委員長】 よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——それでは、ただいまの件については報告として承ったということにさせていただきます。

## 参 考 日 程

(1) 定例教育委員会の開催

7月28日(木) 午前10時

教育委員会室

(2) 全国都道府県教育委員会連合会総会、委員長協議会、教育長協議会理事会

7月13日(水)～14日(木)

秋田ビューホテル(秋田県)

【委員長】 教育政策課長、今後の日程についてよろしくお願いいたします。

【教育政策課長】 それでは、御案内申し上げます。

定例の教育委員会ですが、次回は7月28日の木曜日、時間は午前10時から、場所は教育委員会室を予定しております。

次に、全国都道府県教育委員会連合会の総会、教育長協議会の総会、委員長協議会の総会が、7月13日、14日と秋田県秋田市で開催されます。木村委員長と大原教育長に出席をしていただきます。

以上でございます。

【委員長】 よろしゅうございますか。

【竹花委員】 先週7月4日、5日と岩手、宮城の被災地に行ってまいりまして、大槌町の教育長と意見交換をしたほか、宮城県内の、東京都から派遣されている先生方の学校を3校見て、4名の方と少しお話をしてまいりました。

全体として、東京都教育委員会が岩手、宮城、あるいは福島もそうですが、非常によく意見交換をしてニーズをつかんで、できる限りの協力をしてきているということで、ずいぶん感謝しておられました。したがって、この問題について対処してきた事務局にお礼を申し上げる次第です。

併せて、今、全体で68名の現職の先生方を小・中・高に派遣して応援をしているわけですが、この4名の先生方はいずれも元気にやっておられて、当該学校の校長先生たちからもずいぶん溶け込んで助けていただいているという強い感謝の言葉がございまして、私としても非常にありがたいと思ったのですけれども、私が感じまし

たのは、もちろん応援をしているわけで向こうを助けているということもそうですが、そこに行かれたのは比較的若い先生方が多いのですが、やはり勉強して、こちらへ戻ってきて、そこで学んだことを東京都の教育に生かしてもらおうという点で、私どもにとっても大きな利益のあるものだというふうに感じましたし、そのように申し上げてきましたけれども、今後ともどのような形での支援がいいのかということについて、特に来年度以降どうしていくのか、十分現地の人たちとも意見交換しながら、もちろんこちらでやれる範囲ということもありますので、よく協議をして検討していただければということをご希望します。

【委員長】       ありがとうございます。私も7月4日、5日、盛岡と宮城県へ行ってまいりました。岩手県については、教育委員会との話合いだけでしたが、実は岩手県でも、ほかの都道府県から応援の先生方に来て欲しいのだが、被災地では宿舎が全然手配できないそうです。そういうことで、残念ながら、今は技術職員、建築の職員とか、そういう方だけに絞っている、先生方については喉から手が出るほど欲しいのだが、受け入れられないということをおっしゃっていました。

それから、宮城県については、スケジュールの関係で教育委員会へは行けませんでした。石巻へ参りました。石巻で東京都の養護教諭のお1人がサポートで行っておられる石巻商業を訪問しました。石巻商業の校庭の半分は瓦礫置場になっていまして、壮烈な風景でしたが、そこでその先生にお目にかかりました。定年2年前の養護教諭の方ですが、あと定年まで2年、何か自分で世の中の役に立つことができるのではないかと考えて手を挙げて、家族を置いて来られたそうです。ただ、問題はまた宿舎でして、御自分の口からそのことをおっしゃったわけではないのですが、こちらから宿舎のことを伺ったら、ものすごく遠いところにしか宿舎がなく、通勤に難渋をされているとのことでした。石巻ですから、探せば今ほど遠くないところに探せるのではないかと思います。

宮城県で東京からサポートに行かれている先生の評判をお聞きしましたら、非常にありがたい、ものすごくきちんとやってくれていると大変高い評価をいただきましたので、非常に安心しました。

それから、直接教育とは関係ないのですが、石巻は津波の被害が大きく、現在、17

か所に瓦礫置場を設けてあります。して、それを全部見たわけではないのですが、壮烈な量の瓦礫が蓄積してありました。それでも全体の7%だそうです。これ以上、瓦礫置場がないので、一番被害の大きかった門脇地区という北上川の右岸、海の近くの地域は全く手がついておりません。私の印象としては、瓦礫の処理は国家プロジェクトとして行わないと、20年、30年何にも手がつけられないのではないかと思いました。まさにひどい状態です。

それから、石巻女子商業が被害を受けたので、今、石巻商業の中へ教室を借りて、そこで授業をやっています。女子商業については、いつまた再開できるか分からないというような状況です。現地へ行きますとそういう状況が非常によく分かって、大変だなということを実感いたしました。

よろしゅうございますか。—— 〈異議なし〉 ——

それでは、非公開の審議に入らせていただきます。

(午前10時26分)